

第25回参議院議員通常選挙に伴う在外投票の実施について

第25回参議院議員通常選挙に伴う在外投票が以下のとおり行われています。

なお、在外投票のうち、在アルメニア日本国大使館における「在外公館投票」は終了しました。

1. 選挙の日程

- 公示日 : 令和元年 7月 4日 (木)
- 在外公館投票の開始日 : 令和元年 7月 5日 (金)
- 日本国内の投票日 : 令和元年 7月 21日 (日)

2. 投票できる方

在外選挙人証をお持ちの方

在外選挙人証は申請に基づいて交付されます。

申請手続きについて知りたい方は[こちら](https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html)(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>)

3. 投票方法

「在外公館投票」「郵便等投票」「日本国内における投票」のうちのいずれかを選択して投票することができます。あなたにあった投票方法を知るには[こちら](https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html) (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html>)

在外公館投票

終了しました。

郵便等投票

請求手続：登録されている選挙管理委員会に、請求書および選挙人証を送付します。

請求書は、在外選挙人証とともにお配りした「在外投票の手引き」からコピーするか、[外務省ホームページ](https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/shinseisyo.html) (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/shinseisyo.html>) からダウンロードしてください。

投票手続：選挙管理委員会から送られてきた投票用紙に記入し、国内投票日の7月21日(日)の投票所閉鎖時刻(原則午後8時)までに、選挙管理委員会に届くよう郵送します。

日本国内における投票

一時帰国した場合や、帰国後、国内の選挙人名簿に登録されるまでの間(転入届提出後3か月間)は、在外選挙人証を提示して、下記(1)～(3)のいずれかの方法で投票できます。

【公示日の翌日から国内投票日の前日まで】

①期日前投票

登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した期日前投票所における投票。

②不在者投票

在外選挙人名簿登録地以外の市区町村における投票。

【国内投票日当日】

③投票所における投票

登録先の選挙管理委員会が指定した投票所における投票。

日本国内における投票の詳細については、登録先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

4. 選挙公報・候補者情報

○公示後、選挙公報が各選挙管理委員会の[ホームページ](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/links/senkan/index.html) (http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/links/senkan/index.html) に掲載されています。

○候補者情報は、[こちら](http://www.soumu.go.jp/senkyo/25hce/index.html) (<http://www.soumu.go.jp/senkyo/25hce/index.html>) を御利用ください。

5. その他

※平成 27 年の公職選挙法改正により、「鳥取県及び島根県」、「徳島県及び高知県」はそれぞれ二つの県を一つの選挙区とする合区に変更されていますので、投票に際して御注意ください。

・参議院選挙区の区割りの改訂等について ([総務省ホームページへ](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/san_gouku/)) (http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/san_gouku/)

(了)